

越谷市食料品等物価高騰対策支援事業加盟店規約

越谷市食料品等物価高騰対策支援事業加盟店規約（以下「本規約」という。）は、越谷市（以下「市」という。）が発行する越谷市地域振興券（市が別途定める「越谷市食料品等物価高騰対策支援事業実施要綱」に基づき提供する電子クーポンを示し、以下「がやポン」という。）に関する配付事業（以下「本サービス」という。）において、がやポンを利用して、商品又はサービスの代金の支払いを受ける加盟店と市との取り決め及び加盟店が本規約に基づき市から受領すべき金銭に係る収納代行業務を加盟店が株式会社インターゾーン（本店所在地：群馬県高崎市緑町二丁目1番12号、代表者：鏡山 健二、以下「収納代行者」という。）に委託することに関する加盟店と収納代行者との取り決め（以下「収納代行委託契約」という。）の内容を定めるものとする。

本サービスの加盟店となることを希望する者（以下「加盟店申込者」という。）は、本規約に基づき、市と加盟契約を締結すること及び収納代行者と収納代行委託契約を締結することにそれぞれ同意した上で、市に対する加盟店契約の申込み及び収納代行者に対する収納代行委託契約の申込みを同時に行うものとする。

（定義）

第1条 本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「加盟店」とは、利用者が、本サービスを利用して、対象商品等の代金の支払決済を行うことができる店舗を運営する事業者（法人、団体又は個人事業主を含む。）であり、かつ、市との間で加盟契約を締結した者をいう。
- (2)「利用者」とは、別途、市が定める「越谷市地域振興券利用規約」に同意して、本サービスを利用し、または利用しようとする個人をいう。
- (3)「代金の支払決済」とは、利用者が加盟店において、本サービスを利用して対象商品等の代金を支払うことをいう。
- (4)「対象商品等」とは、加盟店が利用者に対して、販売又は提供する商品、権利、サービスをいう。
- (5)「がやポン」とは、市が利用者から対価を得ることなく、市又は委託事業者等の負担等に基づいて市が利用者に対して付与する金銭的価値を有する電子クーポンであって、利用者が代金の支払決済に使用することができるものをいう。
- (6)「委託事業者等」とは、市から本サービスの運営に関する業務の全部又は一部の委託を受けた事業者及び当該事業者から再委託（数次に渡る再委託を含む。）を受けた事業者をいう。
- (7)「本システム」とは、委託事業者等が提供するモバイル商品券プラットフォームサービスにおいて、がやポンを管理し、委託事業者等が定めた所定の方法で対象商品等の取引代金を支払決済ができるシステムの全部又は一部をいう。
- (8)「精算金請求権」とは、第5条に定める加盟店が市に対して有する給付請求権をいう。

（加盟店）

第2条 加盟店申込者は、本規約に同意し、別に定める「越谷市食料品等物価高騰対策支援事業加盟店募集要項」（以下「募集要項」という。）に該当することを確認した上で、市の所定の方法により、加盟

店契約の申込みを行うものとする。

- 2 市は、加盟店申込者から、前項の申込みを受けた場合、市の所定の必要な審査を行い、加盟店として登録することに承認した場合、加盟店申込者に対して、加盟店登録を行う旨の通知をするものとします。市が加盟店申込者に対して、当該通知を発信し、正常に送信完了となった時点で、市と当該加盟店申込者との間において、本規約を内容とする加盟店契約（以下「加盟店契約」という。）が成立するものとする。
- 3 市は、前項の審査の結果、加盟店として承認しない場合、加盟店申込者に加盟店登録を行わない旨を通知するものとします。この場合、市は加盟店申込者に承認しない理由を開示する義務を負わず、加盟店申込者に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの義務又は責任を負わないものとする。
- 4 加盟店は、加盟店契約に基づく市の加盟店に対する精算金の代金の支払債務が消滅するまでの間、別途、加盟店と収納代行者間で締結する収納代行委託契約を有効に存続させ、加盟店が加盟店契約に基づき市から受領すべき精算金を加盟店のために代理受領する収納代行者の権限を維持するものとする。
- 5 加盟店申込者は、市に対して、申込み時に申告した情報が、正確かつ最新の内容であることを確約するものとする。

（本サービスの内容）

- 第3条 利用者は、加盟店で対象商品等を購入した場合、がやポンの全部、又は一部を使用して、対象商品等の代金の支払決済を行うことができる。
- 2 加盟店は、利用者が加盟店で対象商品等の代金の支払決済をする際のがやポンによる代金の支払決済を指定した場合、加盟店契約及び市の所定の方法に従い、利用者が有するがやポンの残高から当該代金相当額を減算することで代金の支払決済を行うものとする。
 - 3 利用者の保有するがやポンの未使用残高が対象商品等の代金に満たない場合、利用者は、当該残額について、加盟店が別途定める他の決済手段との併用により、対象商品等の代金の支払決済を行うことができる。
 - 4 がやポンの決済手数料及び換金手数料は無料とする。

（本システムの利用）

- 第4条 加盟店は、本システムを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア及びこれらに付随して必要となる全ての機器を、自己の責任と費用において準備し、利用可能な状態に置くものとする。
- 2 加盟店は、本システムの利用に当たって、自己の費用と責任において、加盟店が任意に選択した電気通信サービス又は電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとする。
 - 3 加盟店は、関係官庁等が提供する情報を参考にして、自己の利用環境に応じ、コンピュータ・ウイルスの感染、不正アクセス及び情報漏洩の防止等セキュリティを保持するものとする。
 - 4 加盟店は、本システムを複製、修正、改変又は解析しないものとする。
 - 5 本サービスにおける加盟店登録料は無料とする。
 - 6 加盟店は、本システムに係るID及びパスワードを適切に管理する義務を負うものとする。また加盟店は、操作者によるID及びパスワードの管理及び利用につき、一切の責任を負うものとする。

- 7 加盟店は、ID 及びパスワードを第三者に譲渡、貸与又は利用させてはならない。
- 8 ID 及びパスワードの管理不十分に起因して生じた損害について、市は責任を負わないものとする。
- 9 本契約が終了した場合、ID 及びパスワードは失効する。

(精算金の確定及び支払方法)

- 第5条 加盟店は、利用者と加盟店との間において、対象商品等の代金の支払手段としてがやポンが用いられた場合における、代金の支払決済がなされた毎月1日から当月末日までの1か月間の売買代金相当額について、該当月末日の経過後、加盟店管理画面上に表示される取引データを確認の上、収納代行者を経由して、市に対して、精算金の給付の申請（以下「精算申請」という。）を行うものとする。
- 2 市は、前項に基づく精算申請の内容を確認の上、当該申請に係る精算金額を確定するものとする。
 - 3 前項に基づき、精算金が確定したとき、加盟店は、市に対し、当該精算金額に係る精算金の給付を請求する権利（以下「精算金請求権」という。）を取得するものとする。
 - 4 市は、収納代行者を経由して、当月分の確定した精算金を翌月末までに振り込むものとする。
 - 5 加盟店の市に対する精算金に係る手続は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 加盟店は、収納代行者を経由して、毎月1日から当月末日までの1か月間の売買代金相当額の精算申請を翌月初旬までに市に対して実施・報告するものとする。
 - (2) 市は、前号の報告に基づき、原則として当該報告を受けた日後15日以内（当該報告受領日を初日に含む。）に、市が確定した精算金の全額を、加盟店が指定する収納代行者の金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。
 - (3) 収納代行者は、精算金を受領した日後5営業日以内（受領日を初日に含む。）に、加盟店に対し、当該精算金を振り込むものとする。
 - (4) 加盟店は、受領した精算金の金額に異議がある場合には、精算金の受領日から5営業日以内（以下「対象期間内」という。）に、市又は又は収納代行者に対して書面により申し出なければならないものとし、対象期間内に異議の申出がない場合には、加盟店は、当該精算金の金額を承認したものとみなす。

(返品等の取扱い)

- 第6条 加盟店は、決済完了後は、原則として当該決済を取消し、又は解除することはできないものとする。ただし、法令に基づき取消し又は解除が認められる場合はこの限りではない。
- 2 市は、利用者と加盟店との間の対象商品等又はその他一切の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとする。本サービスが利用された後に債務不履行、返金、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、市はがやポンの返還等を行う義務を負わず、利用者と加盟店との間で解決するものとする。

(加盟店の遵守事項)

- 第7条 加盟店は、次に掲げるすべての事項に対して承諾をし、かつ、遵守しなければならない。
- (1) 店頭市が所定する加盟店であることを示す販促物を設置すること

- (2) がやポンの偽造、変造及び不正行為を防止するため、善良なる管理者の注意をもって必要な措置を講じること。
 - (3) 利用者が対象商品等の購入にがやポンを指定したときは、これを拒むことができず、その額面又は表示価値どおりに受け入れること。ただし、利用者による当該利用について、不正利用又はその疑いがあるときはこの限りではない。
 - (4) 現金その他の本サービス以外の支払手段を用いる顧客より不利な取り扱いをしないこと。
 - (5) 業態変更等の提供する対象商品等の内容を変更しようとする場合、又は加盟店契約の申込み時に市に対して届出をした事項に変更がある場合、市の定める方法により書面又は電磁的方法により届け出ること。
 - (6) 本サービスの対象となる対象商品等の販売、又はサービス提供を行うことについて、法令その他の規制により許認可、又は届出が必要となる場合で、市がその内容を確認する必要があると判断した場合は、市の要請に応じて、監督官庁から交付を受けた許認可証又は届出書等の写しを市に提出するものとする。加盟店が本サービスの対象となる商品等の販売等を行うことについて必要な許認可、又は届出が取消し、又は無効となった場合、市が加盟店の本サービスの利用を停止する場合があることに異議を述べないこと。
 - (7) 消費者契約法、特定商取引に関する法律、資金決済法、不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法、著作権法、その他全ての法令等に違反せず、かつ、全ての法令等において求められる事項を遵守すること。
 - (8) 店頭に掲示するポスターその他の広告において、本サービスに関し利用者に誤認を与える表示をしないこと。
 - (9) 市又は市が指定する第三者から本サービスの利用促進施策及びこれに関する掲示物の設置等の要請を受けたときは、これに協力すること。
 - (10) 市又は市が指定する第三者から本サービスの使用実績に関する調査又は報告を求められたときは、これに協力すること。
 - (11) 利用者からの本サービスに関する問い合わせ、又は苦情等に対応する窓口を設置し、自己の責任において利用者からの問い合わせ、又は苦情等に対応すること
 - (12) 市は、関係法令等に基づき調査が義務付けられる場合、その他の市が必要と認める場合には、加盟店に対して、加盟店契約に関連する事項にかかる必要な調査及び報告を求めることができる。この場合、加盟店は、当該調査及び報告に協力すること。
 - (13) 前各号のほか、市が別途通知した事項を遵守すること。
 - (14) 加盟店は、対象商品等に関連して利用者又は第三者からクレーム、苦情その他の紛争が生じた場合には、本契約期間中のみならず契約終了後においても、自己の責任と費用負担において解決を図り、市にいかなる迷惑もかけないこと。
 - (15) 加盟店は、対象商品等に関し、法令違反若しくは行政処分の対象となると判断し、又はそのおそれがあるときは、その内容及び経過を速やかに市に報告すること。
- 2 市は、加盟店の行為、又は加盟店が提供する対象商品等が、第1項各号の遵守事項に反し、若しくは反するおそれがあると判断した場合は、加盟店に対し、質問をし、調査を行い、又は是正を要請できるものとし、加盟店は速やかにこれに応じなければならない。

- 3 加盟店は、利用者に対し対象商品等に関連する一切の事項について責任を負うものとし、本システムを利用してなされた対象商品等の提供及びその結果についてその責任を負うものとする。
- 4 加盟店は、対象商品等の提供に関し、利用者、その他の第三者及び市に対して、損害又は不利益を与えた場合は、自己の責任と費用においてこれを解決するものとする。
- 5 加盟店は、加盟店契約が終了した場合、市から提供された販促物等、本事業を遂行するに当たり必要な物品等について、速やかに廃棄しなければならない。

(禁止行為)

第8条 加盟店は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 関係法令等に違反する行為
- (3) 公序良俗に反する行為又は反するおそれのある行為
- (4) 本サービスによる代金の支払決済を希望する利用者に対して、他の支払手段を利用するよう誘導する行為
- (5) 利用者による本サービスの利用に対して、最低利用金額、利用可能時間帯その他の市が設けていない条件を設ける行為
- (6) 利用者に対して、手数料等の名目で、対象商品等の代金以外の金銭の支払いを請求する行為
- (7) 現金の立替、過去の売掛金等の商品等の代金以外の金品を本サービスの売上として計上する行為、架空の商品等の販売等を対象とする本サービスの利用その他不正な方法により本サービスの売上を計上する行為
- (8) 本サービスの利用が不正利用であること、又はその疑いがあることを知って、本サービスの利用に応じる行為
- (9) 市に対し不当な問い合わせ又は要求をする等、市の事業運営を妨害する行為
- (10) 本サービスに関し、利用者に誤解又は混乱を招くおそれのある行為
- (11) 市又は第三者の知的財産権、パブリシティ権、肖像権、プライバシー権、名誉権若しくは人格権その他法令上又は契約上の権利を侵害する行為
- (12) 第23条に定める反社会的勢力等に対する利益供与その他の協力行為
- (13) 前各号のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為
- (14) その他市が不適切と判断する行為

(事業運営の委託)

第9条 市は、本事業の運営に関する業務の全部又は一部を、委託事業者等に委託することができるものとする。委託事業者等は、当該業務の一部を第三者に再委託できるものとする。

(代理受領権の付与)

第10条 加盟店は、収納代行者に対して、第5条第3項に定める市に対する精算金請求権に関する包括的な代理受領権限を授与するものとする。

- (1) 精算金請求権に基づく請求
 - (2) 精算金請求権に関する精算金の受領
 - (3) 精算金に関する市からの通知・連絡事項の受領
 - (4) その他本サービスのうち、精算金請求権に関連する事務連絡事項
- 2 加盟店は、本サービスの円滑な運営及び法令遵守の観点から、前項に定める精算金請求権に関する包括的な代理受領権限の授与の全部又は一部について、加盟店契約の有効期間中は、原則として撤回又は変更を行わないものとする。ただし、市がやむを得ない事由があると認めた場合には、この限りではない。

(精算金の引渡し)

- 第11条 収納代行者が前条に定める精算金請求権に関する包括的な代理受領権限に基づき精算金を受領した時点で、市から加盟店又は収納代行者に対する精算金の引渡し債務の履行が完了したとして、その時点をもって、精算金の引渡し債務が消滅するものとする。
- 2 加盟店は、前条に定める市に対する精算金請求権に関する包括的な代理受領権限の授与及び前項の内容について異議を述べないものとし、これに起因して加盟店に損害が生じた場合であっても、市及び収納代行者は、その責任を一切負わないものとする。

(知的財産権)

- 第12条 本サービス又は本システムに含まれる一切のプログラム、コンテンツ及び情報に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他これらに類似する権利（出願中のものも含み、登録されているかを問わない。）等の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）について、その全部は、委託事業者等のうち、当該知的財産権等を加盟店契約締結以前から適法に保有する者に帰属するものとする。
- 2 加盟店は、加盟店契約の締結及びその履行に伴い、委託事業者等が保有する知的財産権等が自己に帰属しないことあらかじめ承諾するものとする。

(秘密保持)

- 第13条 加盟店及び市は、加盟店契約の締結の事実、加盟店契約の内容、加盟店契約の履行に際して知り得た販売上・技術上又はその他一切の業務上の情報（以下「秘密情報」という。）を厳重に保管・管理しなければならないが、相手方の書面による同意を得ることなく、加盟店契約の目的以外での利用、第三者への開示又は漏えいをしてはならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報に含まない。
- (1) 開示される以前に公知であったもの
 - (2) 開示された後に、自らの責めによらずに公知となったもの
 - (3) 開示される以前から自ら保有していたもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したものの
 - (5) 開示された情報によることなく、独自に開発したものの
2. 加盟店及び市は、秘密情報について、加盟店契約の目的の範囲内でのみ使用するものとする。

3. 第1項の定めにかかわらず、加盟店は、市が加盟店審査、本サービスの運用又は利用促進施策のために必要な範囲内で、加盟店に関する情報を次の各号に定める第三者へ提供することについてあらかじめ承諾するものとする。
 - (1) 本サービスを実施するにあたり、本サービスに携わる事業者（委託事業者等を含む。）に開示する場合
 - (2) 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負う専門家への収納代行委託契約及び加盟店契約に関連した相談依頼等に伴って当該専門家に開示する場合
4. 加盟店及び市は、秘密情報について、善良なる管理者の注意をもって、秘密情報を取り扱うものとする。

(個人情報取扱)

- 第14条 市及び委託事業者等は、市及び委託事業者等が加盟店から取得した個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令を遵守し、適切に取り扱うものとする。
- 2 加盟店は、加盟店が市及び委託事業者等から取得した個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守し、適切に取り扱うものとする。
 - 3 加盟店は、市に対して、市が加盟店から取得した個人情報を、紛争その他必要に応じて利用者に提供する可能性があることをあらかじめ承諾する。
 - 4 加盟店は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生した場合は、直ちに市に報告するとともに、市の指示に従い適切な措置を講じるものとする。
 - 5 前項の事象により、利用者その他第三者との間で紛争又は訴訟等が発生した場合は、加盟店の責任及び費用負担においてこれを解決するものとする。

(契約期間)

第15条 本規約に基づく加盟店としての契約期間は、加盟店登録日から本サービスの終了日（2027年2月28日）までとする。

ただし、第5条に基づく精算金の支払その他本サービスに関連して未了の債権債務の処理が完了する日まで、本規約のうち精算、収納代行、代理受領権、秘密保持、損害賠償その他その性質上存続すべき条項は引き続き有効に存続するものとする。

(中途解約)

- 第16条 市は、本サービスにおける精算金に係る一連の業務に関して、国又は監督官庁から、指示・決定・命令があった場合、又はそのおそれが生じた場合、理由の如何を問わず、加盟店契約の全部又は一部を、いつでも将来に向かって解約することができる。この場合、市は、当該解約に伴って、加盟店に対して、一切の責任を負わないものとする。
- 2 加盟店は、加盟店契約を解約する場合、解約日の1か月前までに、市の定める方法により書面又は電磁的方法により届け出る方法により、加盟店契約の全部又は一部を、いつでも将来に向かって解約することができる。この場合、市は、当該解約に伴って、加盟店に対して、一切の責任を負わないもの

とする。

(損害賠償)

- 第17条 加盟店及び市は、各自、相手方の責めに帰すべき事由に基づく本契約条項に定めた相手方の義務の違反によって、損害を受けた場合、当該相手方に対して、当該損害のうち、現実かつ直接に被った通常の損害（逸失利益相当分は含まない。）についてのみ、賠償を請求することができる。
- 2 がやポンを利用して売買等を行うことができないことにより加盟店に損害が生じた場合は、これらの損害につき、市及び委託事業者等は一切責任を負わないものとする。

(契約の解除)

- 第18条 市は、加盟店が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、加盟店に対し何ら催告その他の手続を要することなく、加盟店契約の全部又は一部を直ちに解除できる。
- (1) がやポンの利用に関して利用者による不正行為（偽造、変造その他不正な方法によりがやポンのアカウントを取得し、又は不正な方法で取得されたがやポンアカウントであることを知ってがやポンによる代金の支払決済を行う行為等を含む。以下本号において同じ。）が行われ、又は行われるおそれがある場合において、加盟店が当該不正行為の事実を知っていた、又は重大な過失により知らなかったとき
- (2) 加盟店が本規約を違反していることが判明し、市が是正要求の通知を発送してから1か月以内に違反が是正されないとき
- (3) 手形又は小切手の不渡りがあったとき、支払停止になったとき、又は信用状態に重大な不安が生じたとき
- (4) 監督官庁により営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
- (5) 仮差押え、仮処分、差押、強制執行、競売等の申立てを受けたとき
- (6) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
- (7) 合併、解散、減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議があったとき
- (8) 加盟店及びその役員、従業員、株主その他の関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準 構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ若しくは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者であること、又はそれらの可能性があることが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、信用不安事由が生じ、若しくは契約を継続しがたい事由が生じたとき、又はそれらのおそれがあると合理的に判断されるとき
- 2 加盟店が、対象商品等に該当しない取引、禁止商品に該当する取引、架空取引その他本規約に違反する取引を行った場合、市は当該取引に係る精算金の支払義務を負わないものとする。
- 既に支払済みの場合、加盟店は市の請求に従い当該金額を返還しなければならない。なお、返還に要する振込手数料は加盟店の負担とする。
- 3 第1項各号の事由が生じた加盟店は、このために市又は委託事業者等に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、当該加盟店は、加盟店契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに当該債務を一括して市に支払うものとする。

(本サービスの中止・停止)

第19条 市は、加盟店に対して、市のウェブサイト上に表示し、又は加盟店に通知する方法により、本サービスの全部若しくは一部を中断又は停止することができます。ただし、緊急を要する場合には、中断又は停止後直ちに通知又は公表することで足りるものとする。

- (1) 天災地変、地震、停電その他の災害等により本サービスの提供ができない場合
- (2) 委託事業者等が運営するアプリ等の機能その他本システムに不具合が生じた場合
- (3) 本システムの保守又は点検に必要な場合
- (4) その他市がやむを得ない事由により本システムを停止すべきと判断した場合

(免責)

第20条 市は、前条に基づく措置の他、市の責めによらない事由により、利用者、加盟店、委託事業者等及び第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

- 2 加盟店と利用者又は第三者との間の対象商品等に関する取引もしくは本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、加盟店の責任と負担において解決するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第21条 加盟店は、加盟店契約及び本規約によって市に対して有する一切の権利及び加盟店契約又は本規約の地位を、第三者に譲渡、質入れその他の担保設定等の処分をしてはならない。

(反社会的勢力等の排除)

第22条 加盟店は、市に対して、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証するものとする。

- (1) 自らが暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる集団若しくは個人（以下総称して「反社会的勢力等」という。）であること又は反社会的勢力等であったこと
- (2) 自らの役員（取締役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者を含む。）若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力等であること又は反社会的勢力等であったこと
- (3) 反社会的勢力等に自己の名義を利用させ、加盟店契約を締結するものであること

- 2 市は、加盟店が前項各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要することなく直ちに加盟店契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 3 市は、加盟店が加盟店契約の履行に関連して以下の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要することなく直ちに加盟店契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 脅迫的な言動をすること、又は暴力を用いること
- (2) 偽計若しくは威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用を棄損すること
- (3) 法的責任を超えた不当な要求をすること
- (4) 自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力等への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと

- (5) 前各号に準ずる行為を行うこと
- (6) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を行わせること
- 4 加盟店は、本条第1項から第3項に違反して市に損害を与えた場合、市に対して、その損害を賠償しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、加盟店は、本条第1項から第3項により本契約を解除されたことを理由として、市に対して損害の賠償を請求することはできない。

(本規約の変更)

- 第23条 市は、相当の事由があると判断した場合は、加盟店の事前の承諾を得ることなく、市の判断により、本規約をいつでも変更できるものとする。
- 2 前項の規定による変更については、市が別途定める場合を除いて、加盟店に通知し、又は市の加盟店専用のウェブサイト上にて告知するものとし、変更後の本規約は、当該規約の末尾に記載する改定日から効力を生じるものとする。
 - 3 前項に規定する変更後の本規約の効力が生じた日以後、加盟店が本システムを利用した場合は、変更後の本規約に同意したものとみなす。

(通知の方法)

- 第24条 本契約に関する市から加盟店への通知は、登録された電子メールアドレス、電話番号、書面又は市が適当と認める方法により行うものとする。
- 2 前項の通知は、市が通知を発信し、正常に送信完了となった時点で到達したものとみなす。

(準拠法・管轄)

- 第25条 本規約は日本法を準拠法とし、本サービスに関して生じる紛争については、市の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

- 第26条 本規約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合には、市及び加盟店は誠意をもって協議し解決するものとする。

附則

- この規約は、令和8年3月2日から施行する。
この規約は、令和8年4月27日から施行する。